

大阪市児童福祉審議会運営要綱の改正について

1 大阪市児童福祉審議会運営要綱を次のとおり改正する。

別表を別紙「大阪市児童福祉審議会運営要綱別表の改正案」のとおり改め、附則に次の規定を設ける。

2 別表の保育事業認可部会の所掌事項欄中「及び乳児等通園支援事業」とあるのは、令和7年3月31日までの間、「及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（法律第四十七号）附則第7条2項に基づく乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

2 改正理由

児童福祉法の改正により、本市が民間事業者の乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会に意見聴取する必要がある。このことから、乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取を所掌する部会を置くため所要の要綱改正を行う。

3 施行日

令和6年12月4日

<参考条文>

児童福祉法 第三十四条の十五（令和7年4月1日改正施行）

二 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

三 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

四 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（法律第四十七号（令六・六・一二））

附則

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

二 市町村長は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第六項まで並びに第三十四条の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。